

高浜発電所3号機の使用前検査申請書および施設定期検査申請書等の 記載内容の概要

1. 高浜発電所3号機の使用前検査申請書の記載内容の変更について

- 検査を受けようとする工事の工程、期日のうち、五号検査^{※1}について、「平成28年2月」を「自 平成28年2月25日、至 平成 28年2月26日」に変更
- 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期について、「平成28年2月」を「平成28年2月26日」に変更

2. 高浜発電所3号機の施設定期検査申請書の記載内容の変更について

- 施設定期検査^{※2}項目に係る定期事業者検査^{※3}(総合負荷性能検査^{※4})の終了予定日について、「平成28年2月」を「平成28年2月26日」に変更

3. 高浜発電所4号機の使用承認申請書について

- 平成28年2月26日から高浜発電所4号機の使用前検査合格日までの間、高浜発電所4号機に分類した共用設備を高浜3号機で使用するための承認申請を行う。

- ※1：使用前検査の五号検査
国の使用前検査のうち、工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行う総合的な性能を確認する検査
- ※2：施設定期検査
原子炉等規制法に基づき、当社が実施する定期事業者検査のうち、特に重要度の高い設備について、国が立会い、または記録確認により、国の基準に適合していることを確認する検査
- ※3：定期事業者検査
当社が原子炉等規制法に基づき、発電所の設備が国の基準に適合していることを定期的に確認する検査
- ※4：総合負荷性能検査
国の施設定期検査の最終検査として、定格熱出力一定運転の状態、主要な設備の運転状態が正常な状態であることや各種パラメータが妥当な値であることを確認することにより、プラントが安定して連続運転できることを総合的に確認する検査